

個別規程 IIJ ポストオフィスサービス

平成 21 年 5 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

当社が提供する IIJ ポストオフィスサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
セーフティ迷惑メールフィルタオプション	送受信メールに対するウイルスのスキヤニング、駆除及びメールフィルタリング機能を備えたタイプの IIJ ポストオフィスサービス
セーフティ	送受信メールに対するウイルスのスキヤニング及び駆除等の付加機能を備えたタイプの IIJ ポストオフィスサービス

第 2 条(契約アカウントの利用等)

契約者は、IIJ ポストオフィスサービスを利用する者(以下「利用者」といいます。)を特定してその者にメールアドレス及びメールパスワードを利用させることができます。

2 契約者は、利用者に、IIJ ポストオフィスサービス契約の当該サービスの利用に関する条項を遵守させるものとします。

3 当社は、IIJ ポストオフィスサービスの安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、電子メール一通あたりの容量制限その他の制限を加えることがあります。

4 契約者は、利用する電子メールソフトウェアの仕様によっては、IIJ ポストオフィスサービスの機能の一部を利用できない場合があります。

5 当社は、セーフティ迷惑メールフィルタオプションにおけるメールフィルタリング機能について、その完全性、正確性及び契約者への利用目的への適合性について何ら保証を行わず、責任をも負わないものとします。

第 3 条(最低利用期間)

IIJ ポストオフィスサービス契約における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 4 条(契約アカウント数等)

IIJ ポストオフィスサービス契約における契約アカウント数及びグループ数並びにその最小単位は、次に掲げる品目に応じ同欄に定めるとおりとします。

品目	契約アカウント数	グループ数	最小単位
セーフティ迷惑メールフィルタオプション	契約アカウント数及びグループ数の合計が0 から 10,000 まで		1
セーフティ	契約アカウント数及びグループ数の合計が0 から 10,000 まで		1

第 5 条(ドメイン名の特定)

契約者(利用者を含みます。以下この条において同じとします。)が IIJ ポストオフィスサービスにおいて使用するドメイン名は、契約者が指定するものとします。

2 契約者は、前項のドメイン名以外のドメイン名を使用して IIJ ポストオフィスサービスを利用することはできません。

第 6 条(契約アカウント数等の変更)

契約アカウント数及びグループ数は、当社が定めるところにより、その変更を行うことができるものとします。

第 7 条(契約内容の変更)

契約者は、IIJ ポストオフィスサービスの品目につき、その変更を請求することができるものとします。

第 8 条(サービスの廃止)

契約者は、一般規程第 26 条(サービスの廃止)の規定によるサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係る品目のサービスに代えて他の品目のサービスを受けることができます。

第 9 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ ポストオフィスサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 10 条(料金)

契約者が、IIJ ポストオフィスサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ ポストオフィスサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとしします。

第 11 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ ポストオフィスサービス契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとしします。

第 12 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ ポストオフィスサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ ポストオフィスサービスの料金の減額を行うものとしします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとしします。

附則

平成 16 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 16 年 8 月 1 日から実施します。

平成 16 年 10 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 16 年 10 月 1 日から実施します。

2 平成 17 年 3 月 31 日までの期間において、IIJ ポストオフィスサービス契約を解約し、同時に次のいずれかに該当する品目に係る IIJ ポストオフィスサービス契約の新規申込を行う場合には、解約に係る数に対応する同契約に係る初期費用は 0 円とします。

- (1) 品目を「セーフティ」とした IIJ ポストオフィスサービス契約の契約者が当該契約を解約し、迷惑メールフィルタオプションを含む品目に係る IIJ ポストオフィスサービス契約の新規申込を行う場合

(2) 品目を「メール監査」とした IIJ ポストオフィスサービス契約の契約者が当該契約を解約し、「メール監査迷惑メールフィルタオプション」を品目とした IIJ ポストオフィスサービス契約の新規申込を行う場合

(3) 品目を「スタンダード」とした IIJ ポストオフィスサービス契約の契約者が当該契約を解約し、迷惑メールフィルタオプションを含む品目に係る IIJ ポストオフィスサービス契約の新規申込を行う場合

(4) 品目を「ウイルスプロテクション」とした IIJ ポストオフィスサービス契約の契約者が当該契約を解約し、迷惑メールフィルタオプションを含む品目に係る IIJ ポストオフィスサービス契約の新規申込を行う場合

平成 17 年 4 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

2 平成 16 年 10 月 1 日変更の附則第 2 項に「平成 17 年 3 月 31」とあるのは、「平成 17 年 9 月 30 日」に改めるものとします。

平成 18 年 8 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 18 年 8 月 1 日から実施します。

2 平成 18 年 7 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した、品目を「ウイルスプロテクション」又は「スタンダード」とする IIJ ポストオフィスサービス契約は、この契約約款の適用下において有効に継続するものとします。

平成 19 年 4 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

2 当社は、「ウイルスプロテクション」及び「スタンダード」の品目を、平成 19 年 9 月 30 日をもって廃止します。

3 平成 18 年 7 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した、品目を「ウイルスプロテクション」とする IIJ ポストオフィスサービス契約は、前項の廃止日に終了します。

4 平成 18 年 7 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した、品目を「スタンダード」とする IIJ ポストオフィスサービス契約は、平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間、品目を「セーフティ」とする IIJ ポストオフィスサービス契約として存続するものとします。なお、この場合における品目「セーフティ」にあっては、その機能のうち、ウイルスのスキヤニング及び駆除機能は付加されないものとし、月額料金の額はなお従前のままとします。

平成 20 年 12 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 20 年 12 月 1 日から実施します。

2 当社は、「メール監査迷惑メールフィルタオプション」及び「メール監査」の品目を、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止します。

3 前項の品目に係る IIJ ポストオフィスサービス契約は、平成 21 年 4 月 1 日をもって、その品目を「メール監査迷惑メールフィルタオプション」とするものにあつては品目を「セーフティ迷惑メールフィルタオプション」とする IIJ ポストオフィスサービス契約として、その品目を「メール監査」とするものにあつては品目を「セーフティ」とする IIJ ポストオフィスサービス契約として存続するものとします。ただし、平成 21 年 3 月 31 日までに、契約者による契約の解除が行われた場合又は契約内容の変更として「メール監査迷惑メールフィルタオプション」から「セーフティ」への品目の変更若しくは「メール監査」から「セーフティ迷惑メールフィルタオプション」への品目の変更が行われた場合は、この限りではありません。

4 第 2 項の品目の廃止により、当該廃止品目に係る IIJ ポストオフィスサービス契約の契約者が、当社が定める期間内において、当社所定の手続きにより IIJ セキュア MX サービス(メール監査オプション又はメールボックスオプションに係る IIJ セキュア MX サービスに限ります。)の利用の申込を行った場合には、当該 IIJ セキュア MX サービスの初期費用を無料とし、かつ、その他当社が別途定める措置の適用を受けることができるものとします。

平成 21 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 5 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ ポストオフィスサービスにおける料金等 [第 10 条関係]

1 初期費用

品目	料金
セーフティ迷惑メールフィルタオプション	5,000 円
セーフティ	5,000 円

2 月額費用

(1) セーフティ迷惑メールフィルタオプション

(i)基本料金

細目	料金
基本料金	20,000 円

(ii)メールボックス使用料及びグルーピング機能使用料

有効契約アカウント数及び有効グループ数の合計アカウント数	1アカウント当たりの単価	料金(単位円)
10 以下	0 円	0
11 以上 50 以下	700 円	(合計アカウント数-10) × 700
51 以上 250 以下	650 円	(合計アカウント数-50) × 650+28,000
251 以上 500 以下	600 円	(合計アカウント数-250) × 600+158,000
501 以上 10,000 以下	550 円	(合計アカウント数-500) × 550+308,000

(2) セーフティ

(i) 基本料金

細目	料金
基本料金	10,000 円

(ii) メールボックス使用料及びグルーピング機能使用料

有効契約アカウント数及び有効グループ数の合計アカウント数	1アカウント当たりの単価	料金(単位円)
10 以下	0 円	0
11 以上 50 以下	500 円	(合計アカウント数-10) × 500
51 以上 250 以下	450 円	(合計アカウント数-50) × 450+20,000
251 以上 500 以下	400 円	(合計アカウント数-250) × 400+110,000
501 以上 10,000 以下	350 円	(合計アカウント数-500) × 350+210,000

備考

(1) 以上の(1)から(2)までにおいて、「有効契約アカウント数」とは、月初の契約アカウント数と当該月において新たに付与された契約アカウント数の累積数とを合計した数を、「有効グループ数」とは、月初のグループ数と当該月において新たに付与されたグループ数の累積数とを合計した数を、それぞれ言うものとします。

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 11 条関係]

IIJ ポストオフィスサービスの品目に応じ、第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する月額費用

別紙 3 料金の減額 [第 12 条関係]

利用不能時の減額 (第 12 条関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。